

第 5 章 地 盤 沈 下

本県の地盤沈下は建設省国土地理院が実施した水準測量によって、鳥取市本町（遷喬小学校）にある 1 等水準点で昭和 40 年から 45 年までに 138 cm の沈下が観測された。

また、環境庁は昭和 46 年度に地盤沈下メカニズム研究会に、全国調査を委託し、鳥取平野がその対象として概況調査がなされた。県では、これを契機として昭和 48 年度に専門家による地盤沈下協議会を設置し、昭和 49 年度鳥取市に水準点 5 点を設置するとともに国土地理院に水準測量を要請し、昭和 51 年度及び 52 年度に県と国土地理院で水準測量を実施したが その結果は次の通りである。

昭和 52 年度の 1 年間の地盤沈下状況は、最大は田園町の 390 cm で、南に行くに従って沈下量は、鳥取市西中学校（寿町）で 208 cm、西町で 165 cm、遷喬小学校（本町）で 166 cm と大幅に減少し、そして、山陰本線沿線では市立病院（幸町）062 cm、今町 043 cm、吉方 042 cm、立川 4 丁目 042 cm とごくわずかになっている。

昭和 51 年 6 月～昭和 52 年 7 月と昭和 49 年 6 月～昭和 51 年 6 月の沈下量を年当たり沈下量と比較すれば、沈下量の少ない立川、吉成、今町で増大しているが 全体的に見て、おおむね同程度の地盤沈下が継続している。

なお、沈下の原因については、沈下状況からみて沖積層の粘土層、特に軟弱な上部粘土層（層厚 5～10 m 程度）の圧密によるものと想定される。

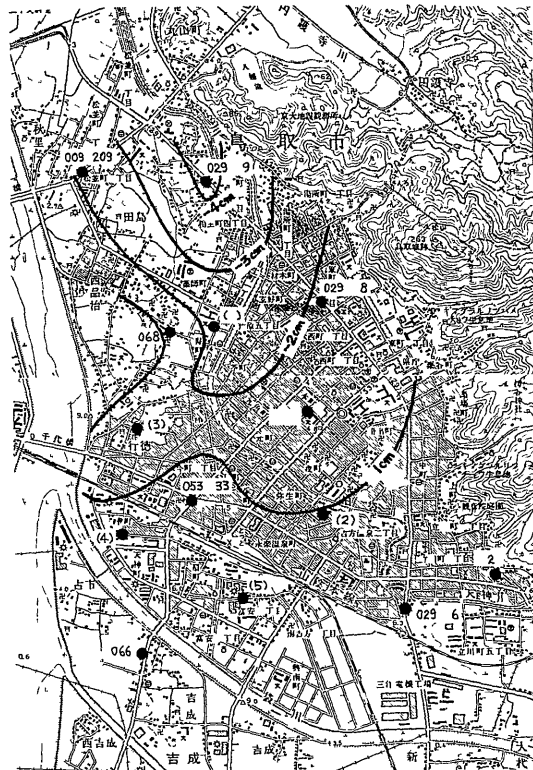
表 62 昭和 49 年 6 月～昭和 52 年 7 月の地盤沈下量

水準点	029-119	029-118	009-209	(1)	1068	1067	(2)
	田園町 3 丁目	西 町 5 丁目	松並町 (2 丁目)	〔鳥取県〕 寿 町 (西中)	新品治 (景福寺)	本 町 (遷喬小)	〔鳥取県〕 吉方温泉町 (日進小)
49年6月～ 51年6月の 沈下量 cm	763 (382)	343 (172)	378 (189)	402 (201)	158 (079)	341 (171)	182 (091)
51年6月～ 52年7月の 沈下量 cm	422 (390)	179 (165)	222 (205)	225 (208)	103 (095)	180 (166)	095 (088)
49年6月 ⁺ ～52年7月 の沈下量 cm	1185	522	600	627	261	521	277

水準点	(3) 〔鳥取県〕 行徳 (慈眼寺)	053-133 今町 2丁目	029-116 吉方温泉町 4丁目	1121 立川4丁目 (大雲院)	(4) 〔鳥取県〕 幸町 (市立病院)	(5) 〔鳥取県〕 富安 (職業訓練校)	1066 吉成
49年6月~ 51年6月の 沈下量 cm	285 (143)	041 (021)	082 (041)	051 (026)	071 (036)	064 (032)	043 (022)
51年6月~ 52年7月の 沈下量 cm	155 (143)	047 (048)	046 (042)	046 (042)	067 (062)	043 (040)	048 (044)
(49年6月 ~52年7月) の沈下量 cm	440	088	128	097	138	107	091

(注) ()は1年間の沈下量

図 17 鳥取市の地盤沈下等量線図



凡 例

— 昭和 51 年 6 月 ~ 昭和 52 年 7 月の沈下等量線

● 水準点及び水準点番号

第 6 章 悪 臭

第 1 節 悪 臭 の 現 況

悪臭防止の必要な地域、特に広域に悪臭を発生する事業所または苦情の多い事業所等 166 施設 187 地点の測定を実施した。この調査結果を悪臭物質についてみると、アンモニアは97施設107 地点調査し、当該区域の基準を超えたのは養豚業2施設（A区域に立地） 魚粉製造業1施設（A 区域に立地）で他の業種は当該区域の基準以下であった。

メチルメルカプタンは 98 施設112地点調査し、当該区域の基準を超えたのは養豚業4施設（A区域に3施設、B区域に1施設立地）魚粉製造業1施設（A区域に立地）し尿処理場3施設（A区域に2施設、C区域に1施設立地）ごみ焼却場1施設（A区域に立地） パルプ製造工場1施設、へい獣処理場1施設（いずれもC区域に立地）であったが他の業種についても比較的高い値であった。また硫化水素については100施設122地点、硫化メチルについては117施設131地点調査したが規制基準の最もきびしいA区域の基準以下であった。

トリメチルアミンは 58 施設 69 地点調査し当該区域の基準を超えたのは魚粉製造業1施設（A 区域に立地）のみで他の業種はいずれも当該区域の基準以下であった。

基準以上の悪臭物質を発生する業種は表 63 のとおりであり これ等については必要な指導を行った。

表 63 基準以上の悪臭物質を測定した業種と測定値

規制物質 業種別	アンモニア			メチルメルカプタン			硫化水素			硫化メチル			トリメチルアミン		
	(25)	(30)	(35)	(25)	(30)	(35)	(25)	(30)	(35)	(25)	(30)	(35)	(25)	(30)	(35)
	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C
	1	2	5	0.002	0.004	0.01	0.02	0.06	0.2	0.01	0.05	0.2	0.005	0.02	0.07
養豚業	1.70 2.27			0.0027 0.031 0.0047 0.0078	0.0048										
魚粉製造業	28			0.0073 0.010									0.0061		
し尿処理場				0.013 0.0037 0.0043		0.011									
ごみ焼却場				0.0026 0.0046											
へい獣処理場						0.014									
パルプ製造業						0.011									
計(施設)	3	0	0	7	1	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0

表 64 悪臭規制地域内調査結果総括表

市町村別	調査工場及び事業所数	アンモニア			メチルメルカプタン			硫化水素			硫化メチル			トリメチルアミン		
		測定施設数	測定地点数	基準地点超過数	測定施設数	測定地点数	基準地点超過数	測定施設数	測定地点数	基準地点超過数	測定施設数	測定地点数	基準地点超過数	測定施設数	測定地点数	基準地点超過数
鳥取市	17	17	21	2	17	21	4	17	21	0	17	21	0	17	21	1
郡家町	1	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0
八東町	1	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0
気高町	3	3	3	0	3	3	0	3	3	0				1	1	0
鹿野町	10	10	10	0												
倉吉市	14	14	18	0	7	7	2	12	16	0				11	15	0
東郷町	1	1	1	0												
三朝町	4	4	4	0				4	4	0						
東伯町	10	10	10	0	10	10	0	10	10	0						
米子市	12	10	10	1	12	14	4	12	14	0	12	14	0	8	8	0
境港市	24	20	20	0	24	24	1	24	24	0	24	24	0	18	18	0
日吉津村	14	4	4	0	14	19	0	14	23	0	14	19	0			
計	111	95	103	3	89	100	11	98	117	0	69	80	0	57	65	1
衛生研究所及び保健所(行政)	55	2	4	0	9	12	4	2	5	0	48	51	0	1	4	0
合計	166	97	107	3	98	112	15	100	122	0	117	131	0	58	69	1

また、悪臭に関する苦情件数は昭和52年度35件で総苦情件数170件の20.6%となっており、前年度(18.3%)に比較して2.3%増となっている。地域別に見ると都市部が20件(57.1%)で業種別では畜産農業によるものが最も多く22件(62.9%)であった。

第2節 悪臭防止対策

1 法令による規制

悪臭公害については、昭和46年6月1日悪臭防止法が制定され昭和47年5月31日から施行された。この法律は知事が規制の対象となる地域を指定し、規制地域内の事業活動に伴って

発生する悪臭物質について規制基準を設定することとされているが、現在規制対象とされているものはアンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及びトリメチルアン、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレンの8物質である。

また規制地域の考え方では、住居が集合している地域、学校、病院等の周辺、その他悪臭物質を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認められる地域を対象にしておりまた工業専用地域は原則として規制されな

本県における規制の状況

規制区域と規制基準(昭和48年10月12日鳥取県告示第767号)

区域	臭気強度	悪臭物質 (PPm)				
		アンモニア	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	トリメチルアミン
A区域	(25)	1	0.002	0.02	0.01	0.005
B区域	(30)	2	0.004	0.06	0.05	0.02
C区域	(35)	5	0.01	0.2	0.2	0.07

悪臭物質の臭気強度別濃度

(単位 PPm)

	6段階臭気強度				
	2	25	3	35	4
硫化水素	0.006	0.02	0.06	0.2	0.7
メチルメルカプタン	0.0005	0.002	0.004	0.01	0.03
硫化メチル	0.003	0.01	0.05	0.2	1
アンモニア	0.6	1	2	5	10
トリメチルアン	0.002	0.005	0.02	0.07	0.2

規 制 地 域

告示年月日	区域の区分	規 制 地 域
昭 48 10. 12 告示 第 767号 (4市9町1村)	A C	鳥取市、倉吉市、米子市、国府町、日吉津村
	A・B	東郷町
	A	青谷町
	B	鹿野町、三朝町、羽合町、赤碕町
	C	郡家町、淀江町、境港市
昭 49 7 2 告示 第 571号 (5 町)	A B	東伯町
	A C	気高町
	B	関金町、名和町
	C	八東町

2 悪臭防止対策

悪臭公害はいわゆる感覚公害であり大気中に低濃度で存在する悪臭物質により引き起されたものであるから、防止策を講ずる場合の問題点も多い。悪臭を法律に基づく規制値以下に低減させた場合にあっても個人の嗅覚が異なることから心理的な被害程度が異なる。また、法律で規制されているのは代表8物質に限られているため（現在鳥取県で規制対象とされているのは5物質である。）他物質との複合悪臭もあり法規制と被害の実態との差があること、さらに連続測定が不可能であるため悪臭物質を的確には握し難い等の問題点があるが、地域住民からの苦情のものについては発生原因者に対し、施設、作業方法等の改善又は施設の移転等悪臭被害を防止するよう指導している。

第7章 そのほかの環境汚染物質

第1節 休廃止鉱山の重金属

「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和45年12月25日法律第189号）では土壌汚染の原因となる物質として、人の健康上問題があるものとしてカドウムを、農作物等生育上問題があるものとして銅が指定されている。

カドミウムについては玄米中の含有量1PPm以上、銅については土壌中の含有量が125PPm以上のものをそれぞれ被害があるとされてきた。

休廃止鉱山のなかで、現在まで鉱害として問題になったものは、岩美町荒金の岩美鉱山、鳥取市百谷の百谷鉱山である。

岩美鉱山：明治22年に開坑された鉱山で、銅を含んだ鉱水は下流の小田川流域の水田約200ヘクタールに被害を及ぼし、昭和46～47年にかけて実施した調査では88検体の玄米のうち22検体の玄米にカドウム的人為的汚染（カドウム0.4PPm以上）が認められたが、食品衛生法では食品として取り扱われないカドミウム1PPm以上の玄米は認められなかった。また、土壌については米の収量に影響があると判断される125PPm以上の銅を含有していた土壌が90地点中24地点あった。県では鉱害対策として昭和47～50年度に事業費66608千円で鉱水処理施設、沈殿物堆積場の設置及び整備、捨石たい積場の防護施設工事等を行った。また、昭和52年度は、昭和51年度の継続として事業費39,000千円で捨石たい積場の整備、坑水処理施設改修工事等を行った。

百谷鉱山 開坑の歴史は古い鉱山で、昭和47～48年度に、下流20ヘクタールに実施した調査では、玄米26検体のうち、人為的汚染（カドウム0.4PPm以上）の認められたものが2検体あった。土壌では銅125PPm以上のものが23地点のうち7地点認められた。

鉱害対策として百谷鉱業(株)は、昭和48年に銅の高汚染地域11ヘクタールの客土事業と坑口の完全閉鎖、農業用水路の新設等を行い現在に至っている。

第2節 水銀等重金属類の汚染状況

水銀等による環境汚染、食品汚染の実態を知るため、農用地13地点についての土壌、農作物並びに県内魚介類15検体、県外魚介類30検体について魚介類調査を行った。その結果は表65～66のとおりである。

1 土じょう、農作物調査

水田 11 地点、畑地 2 地点、樹園地 1 地点計 14 地点について土じょう 14 検体、玄米 11 検体、サツマイモ サトイモ・梨各 1 検体について、カド ウム・ひ素・鉛・銅・亜鉛の調査を行った。その結果、「農用地の土壌汚染防止等に関する法律」に定める農用地（田に限る）土じょう汚染対策地域の指定要件である水田の土じょうのひ素 15 Ppm、銅 125 Ppm並びに玄米のカドミウムの基準値 1 Ppm を上回るものはなく またサツマイモ サトイモ 梨についても問題となる数値は検出されていない。

表 65 土じょう 農作物調査

(単位 . Ppm)

調査地域		土じょう					農作物					備考
		カドウム	ひ素	鉛	銅	亜鉛	カドウム	ひ素	鉛	銅	亜鉛	
水田	岩美町 院内	0.7	1.6	5.1	324.5	17.7	0.20	0.16	0.02	4.75	15.1	玄米
	国府町 中郷	0.4	1.2	1.8	14.7	1.66	0.29	0.08	0.02	3.50	2.24	//
	鳥取市 上味野	0.1	1.6	1.8	4.1	6.6	0.04	0.13	0.04	2.50	1.65	//
	郡家町 万代寺	0.4	1.2	3.1	1.7	9.8	0.09	0.01	0.04	2.65	1.79	//
	気高町 重高	0.2	1.9	3.9	5.0	7.8	0.23	0.06	0.03	3.27	1.80	//
	三朝町 本泉	0.1	1.4	2.7	2.4	8.0	0.05	0.05	0.00	0.89	2.29	//
	関金町 大鳥居	0.4	2.2	2.0	0.2	10.2	0.04	0.02	0.02	1.84	1.96	//
	東伯町 美好	0.3	1.5	1.5	2.0	8.2	0.07	0.06	0.02	2.74	1.58	//
	淀江町 福岡	0.3	1.5	2.6	6.1	10.0	0.23	0.05	0.04	2.47	2.16	//
	米子市 下新印	0.1	1.2	1.8	3.4	3.8	0.06	0.18	0.02	1.54	2.00	//
日野町 金持	1.1	2.0	2.6	10.2	4.11	0.29	0.21	0.02	2.23	1.86	//	
畑地	倉吉市 国分寺	0.2	1.6	1.2	0.4	1.62	0.02	0.02	0.17	1.12	1.9	サツマイモ
	米子市 大崎	0.1	2.2	0.4	1.2	4.3	0.00	0.00	0.18	1.51	9.2	サトイモ
樹園地	赤碕町 松谷	0.2	2.7	5.8	3.4	4.6	0.01	0.00	0.16	0.85	0.5	20世紀梨 (芯なし)

(注) 昭和 52 年度県農業改良課調査

2 魚介類調査

県内産魚介類 23 検体、県外産魚介類 22 検体について総水銀の調査を行ったが いずれも暫定的規制値（昭和 48 年 7 月 23 日厚生省暫定的規制）総水銀 0.4 Ppm を下回っている。

表 66 魚 介 類 調 査

区 分	総 水 銀						備 考
	検体数	適	不 適	最高値	最低値	平均値	
県内水揚魚介類	23	23	0	PPm 0.26	PPm 不検出	PPm 0.04	暫定的規制値
県外水揚魚介類	22	22	0	0.2	不検出	0.04	総水銀 0.4PPm
計	45	45	0				

(注) 昭和52年度県衛生課調査

第 3 節 PCBの汚染状況

PCBによる食品の汚染の実態を知るため暫定的規制値の設けられている食品58検体の調査を行ったが、いずれも暫定的規制値(昭和47年8月24日厚生省暫定的規制)を下回っていた。

表 67 食品 PCB汚染調査

種 類 別	総 検 体 数	検 出 値			暫定的 規制値 PPm	適	不 適	備 考		
		最高値 PPm	最低値 PPm	平均値 PPm						
魚 介 類	県内水揚	遠洋中合魚介類	11	0.03	ND	0.01	0.5	11	0	遠洋：とびうお、しいら さば、いわし、かれい、す けそうだら、ズワイガー 内海：たちうお、この しろ、いさぎ、あじ、かわ はぎ、はまち、しろいか きんふぐ、あかはた、の どぐろ、あまだい、へい けだい、あながしろ、 あまさぎ
		内海内湾 //	12	0.05	ND	0.01	3	12	0	
	県外水揚	遠洋中合 //	10	0.03	ND	0.01	0.5	10	0	
		内海中合 //	12	0.2	ND	0.03	3	12	0	
	計	45	/	/	/	/	45	0		
牛 乳	5	ND	ND	ND	0.1	5	0	学校給食用牛乳		
乳 製 品	2	ND	ND	ND	1	2	0	バター、脱脂粉乳		
肉 類	3	ND	ND	ND	0.5	3	0	牛肉、豚肉、鶏肉		
卵 類	3	ND	ND	ND	0.2	3	0	鶏卵		
計	58	/	/	/	/	58	0			

(注) 昭和52年度県衛生課調査

第 8 章 廃 棄 物

経済の成長、生活水準の向上等に伴う各種の廃棄物の量的増大と質的变化には著しいものがあるが、これらの現状に対処し、廃棄物を適正に処理するため、昭和 45 年廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）が制定、公布され、翌年 9 月施行された。

廃棄物は、日常生活の中から排出されたものを中心とする一般廃棄物と、事業活動に伴って排出される量的又は質的に問題となるものとして法令に定められた産業廃棄物に分類される。一般廃棄物及び産業廃棄物は、それぞれの処理体系に帰属することとなるが一般廃棄物の処理は、市町村の固有事務とされ、他方産業廃棄物は、排出事業者の処理責任が明定されている。

第 1 節 一般廃棄物の現況

一般廃棄物は、し尿とごみに大別されるが市町村はこれらの処理について、廃棄物処理法第 6 条に定めるところにより、処理すべき地域を定め、当該区域内における一般廃棄物の処理について所定の計画を策定し、これに基づき収集、運搬、処理処分を計画的に実施することになっている。

計画的に収集された一般廃棄物を生活環境の保全上支障のないよう適正に処理処分するためには、処理施設を整備し、これらの施設において衛生的処理する必要があるが、施設の整備については、各市町村において廃棄物処理施設整備緊急措置法に基づき、国が定める計画の通りに整備事業の推進が図られている。

昭和 52 年度末現在において、一般廃棄物処理施設による衛生処理の体制が整備されていない市町村はないが、今後、要処理量の増大及び施設の老朽化等に伴ない各市町村において施設の新増設及び更新等、衛生処理率の向上が図られるよう検討する必要がある。

1 し尿処理

し尿の処理については、公共下水道の整備により下水道終末処理施設で処理することが望ましいが、下水道が普及していない地域においては、し尿浄化そうが普及しつつある。

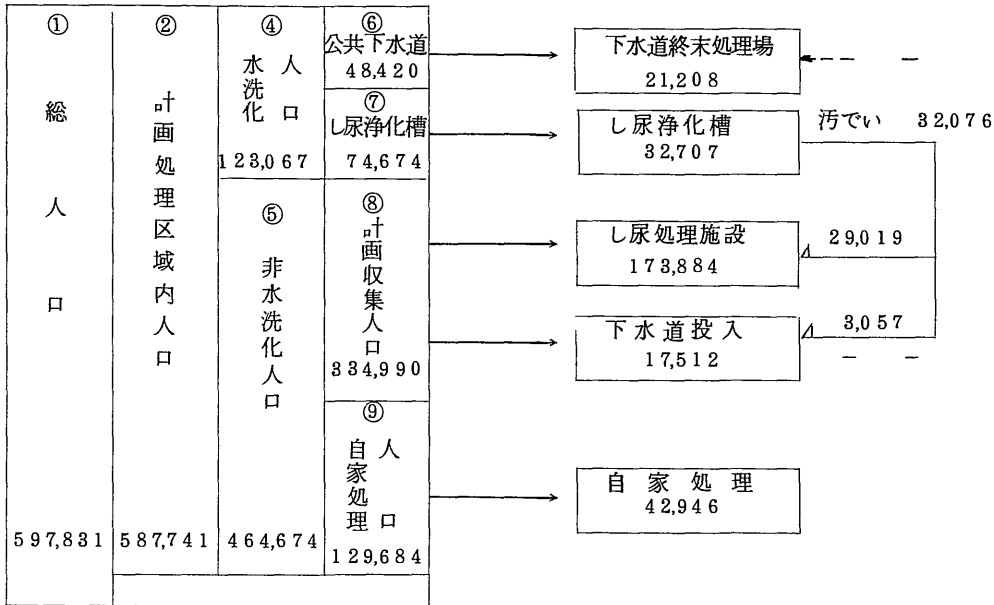
しかし、大半の家庭は、汲取便所であり、これら汲取し尿及び浄化そう汚でい等は、し尿処理施設において処理されている。し尿の処理状況については、図 18 及び図 19 に示すとおりであるが市町村の収集計画により収集されているものは、計画処理区域内排出量の 73.7%、し尿浄化そうにより処理されているものは 11.3%であるが、農山村部を中心とした地域においては、15.0%のものが自家処理に依存している。

し尿処理施設の整備状況等は表 68 に示すとおりであるが、衛生処理率の向上及び施設の老朽化等に伴う新増設及び更新を関係市町村において検討する必要がある。

図18 し尿処理の状況（昭和52年度）

処理人口等（単位 人）

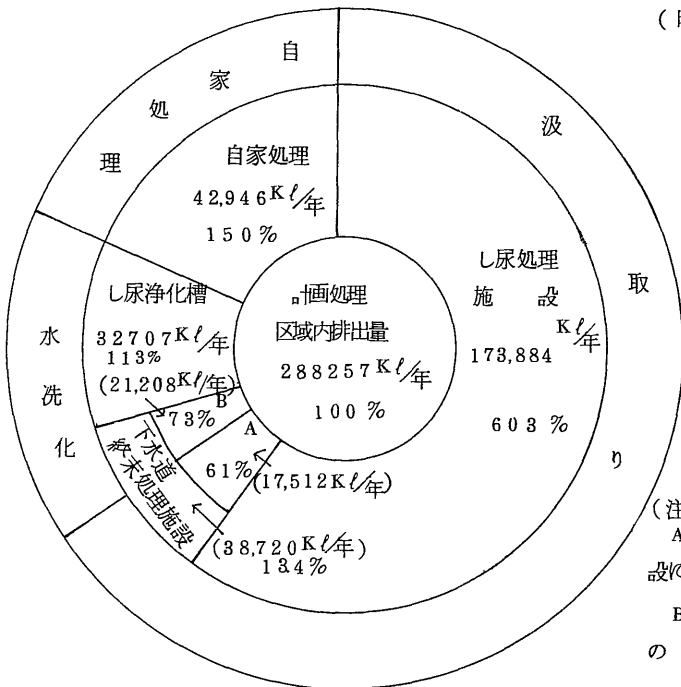
処理系統図（単位 Kl/年）



③ 計画処理区域外人口 10,090

図19 計画処理区域内におけるし尿処理の状況

（昭和52年度）



(注)
Aは、汲取りし尿を下水道終末処理施設に投入し処理しているもの
Bは、公共下水道により処理されたもの

表 68 し尿処理施設の整備状況

(昭和52年3月末現在)

設置主体名	施設の名称	施設の所在地	A 施設の規模 (Kℓ/日)	処理方式	稼 開 年 動 始 月	B 昭和52 年度中の 年間処理 実績 (Kℓ/年)	$\frac{B}{A \times 365}$	残渣量 (t/年)	備 考
鳥取県東部衛生 施設組合	因幡浄苑	鳥取市秋里1037番地	170	一段活性 汚でい	46 11	47,473	0.77	83	
中部市町村共同 施設管理組合	日の宮浄苑	倉吉市小田字日の宮3番地	120	嫌気性消化	46 4	43,168	0.99	1,405	
米子市ほか 9か町村 衛生施設組合	米子市浄化場	米子市安倍214番地	56	嫌気性消化 (散水 ろ床法)	39 1	11,137	0.54	540	
			120	好気性消化	49 12	31,853	0.73	1,630	
	白浜浄化場	西伯郡淀江町中間856番地	80	好気性消化	42 4	22,228	0.76	1,100	
境港市	境港市浄化場	境港市小篠津町無番地	56	嫌気性消化	39 4	14,681	0.71	300	
日野町・江府町・ 日南町衛生施設 組合	清化園	日野郡江府町大字佐川2番地	14	二段活性 汚でい	47 4	3,344	0.65	30	
計			616			173,884	0.77	5,088	

2 ごみ処理

地域住民の日常生活に伴って排出されるごみは、その量・質ともに増大・多様化の一途をたどっているが 市町村ではこれらのごみ及び事業活動に伴って生じる廃棄物のうち所定の範囲のものについて収集・運搬・処理及び処分に至る一連の作業を処理計画の中で定めている。

昭和 52年度におけるごみ処理の状況は、図 20 のとおり あるが 市町村の収集計画により収集されているものは、計画処理区域内の総排出量の 93.7%、そのうちごみ処理施設において焼却処理されているものは 62.9% 焼却後の残灰及び粗大ごみ処理施設において圧縮、破碎等の処理をしたもの等の埋立処分は 23.4% であるが 山間部等を中心とした地域においては、6.3% のものが自家処理に依存している。

昭和 52年度末における施設の整備状況は表 69 及び表 70 のとおりである。

図 20 計画処理区域内におけるごみ処理の状況

(昭和 52年度)

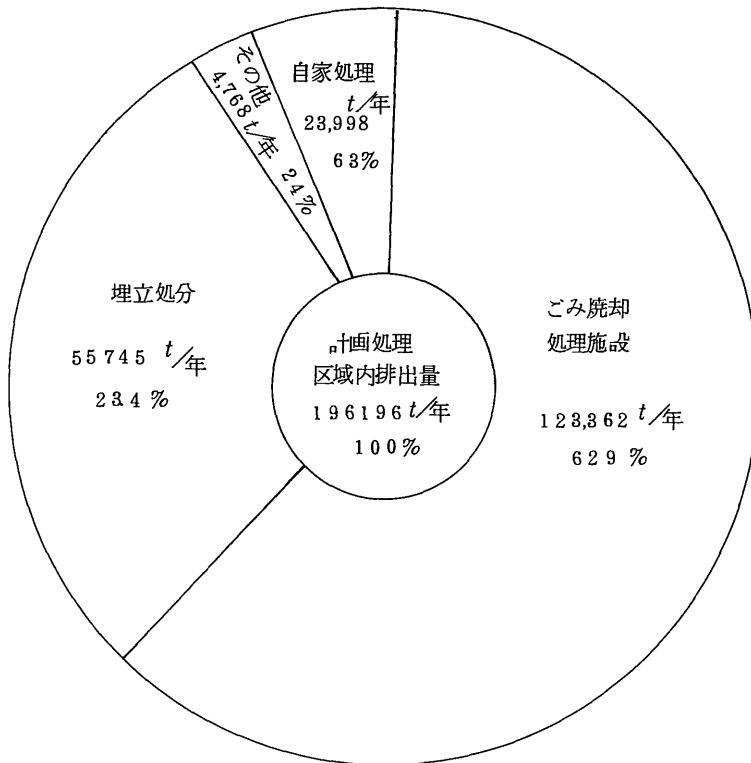


表 69 ごみ処理施設（粗大ごみ処理施設を除く）整備状況

（昭和53年3月末現在）

設置主体名	施設の名称	施設の所在地	A 施設の 規模 (t/日)	炉型式	稼動開始 年 月	B 昭和52 年度中の 年間 処理実績	稼動率 B A稼動日数	残渣量	備 考
鳥 取 市	神谷清掃工場	鳥取市西今在家227	180	連続燃焼式	49. 11	34430	0.63	3,847	
国 府 町	こくふ浄苑	国府町岡益524・525	6	機械化 バッチ式	46. 12	1342	0.93	75	
岩 美 町	岩美町 ごみ焼却場	岩美町大字浦富365	6	固定バッチ式	45. 4	1173	0.72	117	
福 部 村	福部浄苑	福部村大字中109	6	機械化 バッチ式	50. 4	617	0.36	61	
河 原 町	河原町 ごみ処理場	河原町大字郷原434-2	5	固定バッチ式	46. 4	0	0	0	
〃	〃	〃	8	機械化 バッチ式	52. 4	1763	0.69	194	
若 桜 町	若桜町 菅原 ごみ処理場	若桜町大字浅井	10	機械化 バッチ式	51. 5	1274	0.43	65	
智 頭 町	智頭町 じん芥 処理場	智頭町大字市瀬1643-2	8	固定バッチ式	44. 6	1931	0.82	196	
八 頭 東 部 衛生施設組合	組合立 ごみ処理場	船岡町大字水口142-2	20	機械化 バッチ式	50. 10	2483	0.42	77	
佐 治 用 瀬 ごみ処理施設組合	〃	佐治村大字葛谷字水工谷 478-2	6	〃	48. 7	1338	0.76	13	
気 高 郡 衛生施設組合	〃	気高町大字八束水字 カーカ谷	20	〃	49. 4	5310	0.89	477	
中部市町村共同 施設管理組合	向山清掃工場	倉吉市和田東町893	36	〃	44. 8	9616	0.98	1,131	
	東伯清掃工場	東伯町田越104	50	〃	49. 12	8655	0.63	797	
	赤碓分場	赤碓町筥津514-2	5	〃	45. 3	678	0.46	68	

米 子 市	米子市 菅原 ごみ焼却場	米子市長砂町946-1	60	機械化 バッチ式	46. 10	24,788	1.51	202	
			20	固定バッチ式	40. 1	7,655	1.41	62	
境 港 市	境港市 菅原 ごみ焼却場	境港市福定町673	50	機械化 バッチ式	41. 4	9066	0.61	2,249	
西伯町外2か町 清掃施設管理組合	新宮谷焼却場	西伯町大字法勝寺 字新宮谷22-1	7	〃	47. 5	1,264	0.64	253	
日 吉 津 村	日吉津村 ごみ焼却場	日吉津村大字日吉津1866	3	固定バッチ式	44. 2	388	0.43	62	
淀 江 町	淀江町 ごみ焼却場	淀江町大字西原1330-5	5	〃	44. 5	1333	1.00	286	
大 山 町	大山町 ごみ焼却場	大山町上万212	5	〃	46. 9	584	0.42	88	
名 和 町	名和町 ごみ焼却場	名和町大字大塚877-2	5	機械化 バッチ式	51. 4	1,272	0.82	640	
			3	固定バッチ式	44. 4	241	0.45	210	
中 山 町	中山町 菅原 ごみ焼却場	中山町羽田井字中山原 1419-226	5	機械化 バッチ式	49. 7	1,488	0.96	94	
日 野 町	日野町 ごみ焼却場	日野町黒坂187	3	固定バッチ式	45. 7	1,226	0.74	12	
日 南 町	日南町 ごみ焼却場	日南町生山450	7	機械化 バッチ式	48. 5	700	0.47	35	
江 府 町	江府町 ごみ焼却場	江府町江尾475	2	固定バッチ式	45. 2	952	1.54	380	
溝 口 町	溝口町 ごみ焼却場	溝口町上野カマ谷110-1	7	〃	50. 4	1,295	0.64	13	
計			548			123,362	0.82	11,704	

表70 粗大ごみ処理施設

(昭和58年3月末現在)

設置主体名	処理場名	型 式	A	稼動開始 年 月	B	計量	C 稼動日数	$\frac{C}{365}$	$\frac{B}{A \times C}$	備 考
			公称能力 (t/日)		年間処理実績 (t/年)					
東 部 広 域 行 政 管 理 組 合	高草清掃工場	破 碎	150	47 8	18,580	無	291	0.80	0.43	
中 部 市 町 村 共 同 施 設 管 理 組 合	向山清掃工場	圧縮・破碎 併 用	50	48 4	3,974	有	273	0.75	0.29	
西 部 広 域 行 政 管 理 組 合	中海処理場	圧縮 破碎 併 用	60	48 8	8,625	有	277	0.76	0.52	
計			260		31,179		延 841 平均 280	平均 0.77	平均 0.43	

3 最終処分場

収集された廃棄物は、廃却、破碎等、物理的・化学的又は生物学的な方法により減量、安定化され、生活環境の保全上支障の少ないものとして自然の受容能力の中に包含されなければならない。

現在のところ本県においては、海洋投棄は行われていないので、市町村が設置しているごみ処理施設から排出される廃却残灰及び収集された不燃物等は、最終処分場において埋立処分されている。

市町村が確保している最終処分場は表 71 に示すとおりであるが、今後生活様式の変化等に伴うごみの中に含まれる不燃性分の増大及び既存の処理場の埋立完了に伴い新たな用地の確保を関係市町村において検討してゆく必要がある。

表71 ごみ埋立処分地整備状況

(昭和53年3月末現在)

市町村名	埋立地名	所在地	埋立開始 年 月	埋立終了 予定年月	面積 (m ²)	全体容量 (m ³)	残余容量 (m ³)	52年度 埋立実績 (t/年)	備考
鳥取市	晩稲 不燃物処理場	鳥取市晩稲53	51. 7	60. 7	9000	96,250	73,750	20,452	
東部広域行政 管理組合	高草清掃工場	鳥取市里仁637-18	47. 8	54. 7	10,000	105,000	33,900	18,580	
岩美町	岩美町 不燃物捨場	岩美町大字浦富字城ノ谷	45. 5	54. 3	8,000	18,000	386	2,614	
国府町	こくふ浄苑	国府町大字岡益	46. 12	60. 3	2,000	6,000	5,592	408	
河原町	河原町 ごみ埋立地	河原町大字中井	47. 4	57. 3	5,700	9,600	5,075	760	
若桜町	若桜町 不燃物処理場	若桜町大字浅井	46. 4	55. 3	4,000	20,000	12,091	833	
佐治・用瀬 ごみ処理 施設組合	八頭西部暫定 ごみ処理施設	用瀬町鷹狩	48. 7	54. 3	2,100	4,200	300	300	
気高郡 衛生施設 組合	組合灰捨場	青谷町大字青谷	49. 4	53. 8	800	2,400	180	1,600	

- 110 -

中部市町村 共同施設 管理組合	向山埋立地	倉吉市和田東町	44. 8	52. 3	6000	17,000	0	3,308	
	東伯埋立地	東伯町大字田越	49. 12	60. 3	10,000	100,000	90,000	865	
米子市	大篠津埋立場	米子市大篠津	51. 1	55. 12	10,000	30,000	4,500	1,664	
日吉津村	日吉津村 灘浜埋立地	日吉津村日吉津	46. 4	54. 3	300	960	71	62	
境港市	不燃物埋立地	境港市渡町119	46. 5	55. 3	11,827	35,481	2,600	400	
淀江町	佐陀 不燃物処理場	淀江町大字佐陀字灘浜	51. 4	60. 3	892	3,570	3,205	286	
西部 広域行政 管理組合	米子市祇園町沖	米子市祇園町2丁目	47. 11	62. 3	235,700	941,600	600,000	28,800	
合 計					316,319	1,390,061	831,650	80,932	

- 111 -

4 し尿浄化そう

近年、生活水準の向上・生活様式の変化等に伴ない 便所の水洗化への動きは、とみに高まりし尿浄化そうの設置基数は急激に増加しており、昭和52年度末には、11,584基を数えている。

しかし、これらのし尿浄化そうは、必ずしも適切に維持管理等がなされているものばかりとは言えず、その放流水による公共の水域の水質の汚濁 悪臭の発生等が問題となっており これら維持管理について十分指導監督を強化してゆく必要がある。

し尿浄化そうの設置基数の推移及び保健所別設置基数はそれぞれ図 21 及び表 72 に示すとおりであるが激増する浄化そうの設計施工及び維持管理等を適正にさせ生活環境の保全上の支障とならないよう指導するため、昭和52年11月鳥取県浄化そう指導要綱を策定施行し、市町村及び関係業界と相協力してこれに当たって るところである。

図 21 浄化槽設置基数の推移

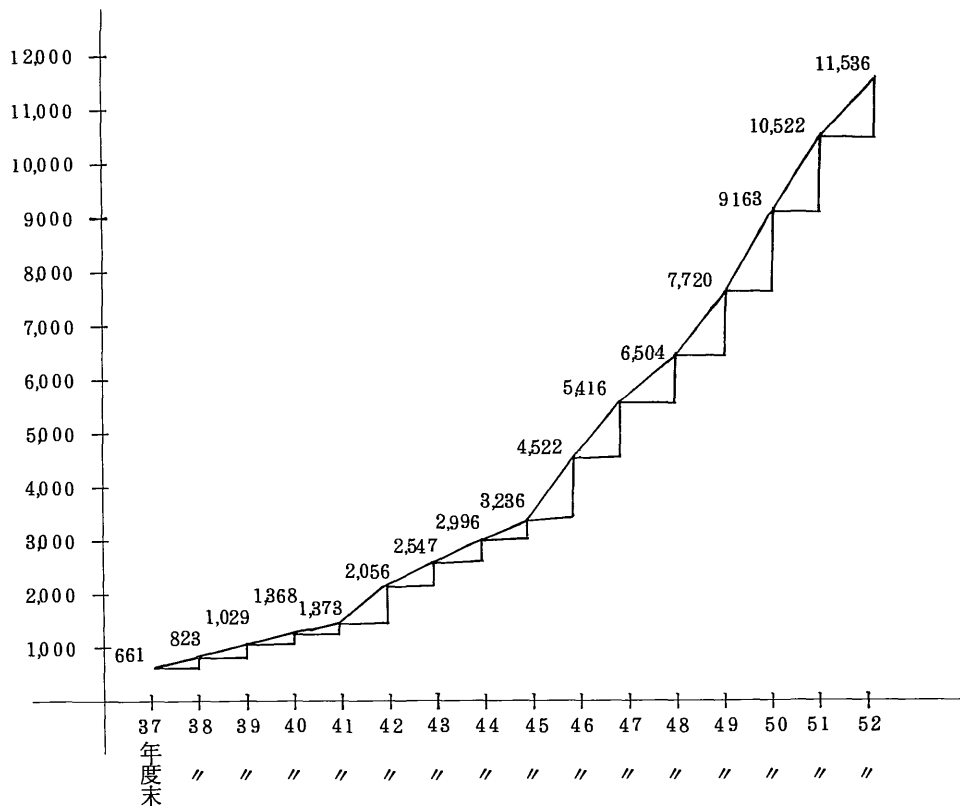


表 72 保健所別し尿浄化そう設置基数

(昭和53年3月末現在)

人そう	保健所	鳥 取	郡 家	浜 村	倉 吉	米 子	根 雨	合 計
~ 20		2,277	469	182	1,696	3,525	127	8,276
21 ~ 100		570	91	62	674	1,120	70	2,587
101 ~ 300		134	27	20	140	216	23	560
301 ~ 500		20	5	0	24	33	4	86
小 計		3,001	592	264	2,534	4,894	224	11,509
501 ~ 1,000		8	0	1	1	10	1	21
1,001 ~ 2,000		1	0	0	0	3	0	4
2,001 ~ 3,000		0	0	0	1	1	0	2
小 計		9	0	1	2	14	1	27
合 計		3,010	592	265	2,536	4,908	225	11,536

第2節 産業廃棄物の現況

近年生産活動の拡大と消費生活の向上により各種産業から発生する産業廃棄物の量は著しく増加し、また質的にも大きく変化して いる。

特に不燃性、難燃性等処理困難な廃棄物が毎年増加する傾向にある。

これらの産業廃棄物の処理について、廃棄物処理法は第一義的に排出事業者の処理責任を明定し、事業者にその産業廃棄物を自ら処理する義務を課している。

又、排出事業者は、当該業務について都道府県知事の許可等を得た業者に一定の条件のもとで委託することができることとされているが、本県における許可の現状は、図 22 及び図 23 のとおりであり、事業者自らが行う自家処理又は、これら産業廃棄物処理業者により相当量のものが処理処分できるものと考えられる。

本県においては、早急に処理対策を講じさせる必要のある産業廃棄物 6 品目を取り上げこれらの処理処分等の方策について、昭和 50 年 9 月産業廃棄物処理計画実施指導方針を策定し、これに基づき関係業界を指導するため、各廃棄物毎に次の構成による専門部会を設置し、関係業界・排出者等に廃棄物の排出状況等の調査及び処理体制の整備等について検討させているところである。

専門部会の構成

廃油 古タイヤ関係

鳥取県経済連自動車燃料課、鳥取県自動車整備振興会、鳥取県石油商業組合
 鳥取県自動車タイヤ商業組合、鳥取県バス協会、鳥取県トック協会
 鳥取県乗用自動車協会、鳥取県自動車販売店協会、環境保全課
 メッキスフツジ・表面処理スフツジ関係

鳥取三洋電機(株)本社、旭鍍金(株)、鳥取旭工業(株)、堀鍍金工業所
 環境保全課(鳥取保健所、米子保健所)

廃プラスチック・家畜ふん尿関係

鳥取県経済連畜産課、同資材課、鳥取県農協中央会団地推進室、東伯町、大栄町
 赤碓町、農政課、農業改良課、農蚕園芸課、畜産課、環境保全課(倉吉保健所)
 建設廃材関係

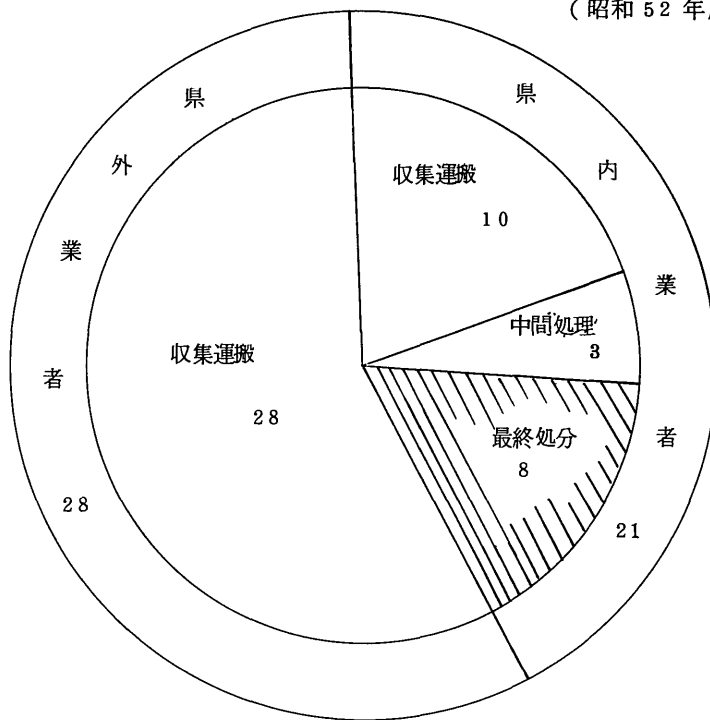
(社)鳥取県建築士会、(社)鳥取県建設業協会、鳥取県建築連合会

鳥取県設計監理協会、鳥取県インテリア事業協同組合、鳥取県左官組合連合会
 建設省鳥取工事事務所、管理課、建築課、営繕課、環境保全課

なお、各専門部会において処理を検討している産業廃棄物の処理状況は、表 73 のとおりである。

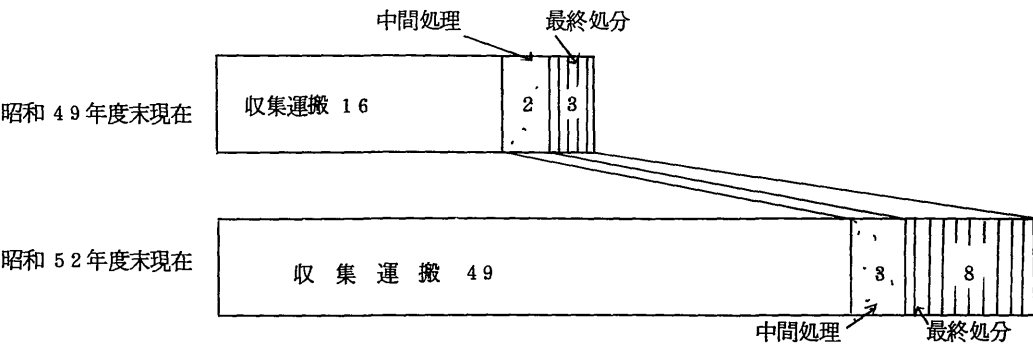
図 22 産業廃棄物処理業の許可の現況

(昭和 52 年度末現在)



(注) 数字は業者数を示す。

図 23 産業廃棄物処理業者の推移



(注) 数字は業者数

表 73 産業廃棄物処理専門部会で処理を検討している
産業廃棄物の処理の現況

単位 トン/年

	排出量	左 の 処 理 内 訳						備 考
		自己処理	業者委託	メーカー等 回収	市町村 処理	売却 譲渡	保管等	
メッキスラッジ 表面処理 スラッジ	197	22	167	—	—	4	4	
廃 油	299	71	45	78	2	98	5	
古 タ イ ヤ	370	170	20	120	20	30	10	
建 設 廃 材	35,586	35,514	61	—	—	10	1	
廃プラスチック類 (農業用)	178	143	—	—	—	—	35	
家 畜 ふ ん 尿	63,900	12,524	9,138	—	—	29,011	13,227	
計	100,530	48,444	9,431	198	22	29,153	13,282	
	%	48.2	9.4	0.2	0.0	29.0	13.2	

第 9 章 中小企業者に対する貸付

- (1) 県では、企業が公害防止施設を設置する場合に、企業の公害防止を側面から援助するため、昭和 46 年度から、公害防止施設整備に対する貸付を行っている。

表 74 鳥取県の公害防止資金貸付制度（昭和 53 年度）

貸付対象	中小企業者または、事業協同組合等
対象施設	土地、建物、構築物、機械設備
貸付限度額	2,000 万円以内、事業協同組合については 3,000 万円以内
貸付利率	年 5.7% 以内（保証付の場合年 5.5% 以内）
返済方法	7 年以内（1 年以内の据置を含む）
取扱金融機関	商工組合中央金庫鳥取支店

昭和 46 年度以降の貸付実績は、表 75 表 76 のとおりである。

表 75 公害防止資金貸付実績

年 度	貸 付 件 数	貸 付 額
46	9 件	5,005 万円
47	10	3,985
48	10	6,798
49	4	6,450
50	8	5,655
51	7	7,900
52	7	10,000

表 76 施設別貸付実績

年 度	汚水処理施設		ばいじん防除施設		そ の 他	
	件 数	貸付金額	件 数	貸付金額	件 数	貸付金額
46	2 件	2,000 万円	2 件	1,250 万円	5 件	1,755 万円
47	8	2,435	—	—	2	1,550
48	7	5,458	3	1,340	—	—
49	2	3,000	2	3,450	—	—
50	6	4,505	2	1,150	—	—
51	6	5,900	—	—	1	2,000
52	7	10,000	—	—	—	—

(2) 中小企業近代化資金助成法による設備近代化資金（無利子）による貸付

表 77 中小企業設備近代化資金貸付実績

年 度	件 数	金 額	対 象 施 設
46	1	350 万円	汚水処理施設
47	9	2023	汚水処理施設 8 騒音防止施設 1
48	1	222	汚水処理施設
49	—	—	—
50	1	320	汚水処理施設
51	2	1,436	汚水処理施設
52	1	223	汚水処理施設

(3) 中小企業金融公庫、国民金融公庫による貸付

表 78 中小企業金融公庫（産業公害防止貸付）及び国民金融公庫（公害貸付）による貸付実績

年 度	制度 貸付金額	中小企業金融公庫		国民金融公庫	
		件 数	金 額	件 数	金 額
46		2 件	5,000 万円	3 件	600 万円
47		8	11250	8	2,120
48		4	1,800	5	1,880
49		8	14,480	1	300
50		4	14,300	2	360
51		9	15,350	1	90
52		4	8400	1	600

(4) 公害防止事業団による貸付

表 79 公害防止事業団貸付実績

（昭和 52 年度）

施 設 の 種 類	件 数	金 額
汚 水 処 理 施 設	1	7,000 万円
粉 じ ん 防 止 施 設	1	2600
計	2	9600

第 10 章 公害紛争処理 公害苦情等

第 1 節 公害紛争処理制度の現況

公害をめぐる紛争は、因果関係の解明が困難なところから、公害紛争の裁判による解決に膨大な時間と費用を要するのが実情であり、しかも公害の被害は単に財産上の被害にとどまらず、人の健康、生命に及ぶ場合も少なくなく、また被害者は比較的弱い立場にある一般住民であるのが通例である。

このため、訴訟とは別に紛争を早期に解決することを目的に昭和 45 年に公害紛争処理法（昭和 45 年法律第 108 号）が制定された。

この法律に規定する紛争処理の方法は、あっせん、調停、仲裁並びに裁定となっており、紛争処理機関は、中央機関と都道府県機関とがあり、都道府県の機関については、常設の審査会方式の機関と紛争処理にあたるべき候補者をあらかじめ委嘱しておく名簿方式とがある。

本県の場合は、名簿方式を採用し、公害審査委員候補者 18 名をおき公害紛争事件が申請された場合は、知事が候補者の中から 3 人の委員を選出し、公害紛争の処理にあたる体制をとっている。

第 2 節 公害苦情処理状況

1 公害苦情受理状況（県、市町村受理分）

- (1) 昭和 52 年度における本県の公害苦情受理状況は、170 件であり 昭和 51 年度 180 件に比べて 10 件減少している。
- (2) 公害苦情種類別受理件数は、次のとおりである。

年度 公害の種類	46	47	48	49	50	51	52
大 気 汚 染	37 件	32 件	22 件	33 件	41 件	26 件	16 件
水 質 汚 濁	96	92	107	61	54	38	37
騒 音	49	40	48	56	39	42	36
振 動	3	—	4	3	6	6	1
悪 臭	83	82	109	81	37	33	35
土 壤 汚 染	1	1	3	3	1	3	—
そ の 他	19	40	37	36	29	32	45
計	288	287	330	273	207	180	170

公害の種類別苦情は、昭和 52 年度受理件数中では、水質汚濁 37 件(22 %)、騒音 36 件(21 %)、悪臭 35 件(21 %) 大気汚染 16 件(9 %) 振動 1 件、その他 45 件(27 %)となっている。

(3) 受理件数の多い市町村は、鳥取市 31 件(前年度 50 件)を最高に倉吉市 27 件(前年度 15 件)境港市 22 件(前年度 18 件)

名和町 11 件(前年度 6 件)、智頭町 9 件(前年度 5 件)の順となっている。

2 公害苦情の処理状況

昭和 52 年度における公害苦情件数 170 件中解決したもの 150 件で解決率は 88 %となっている。

昭和 52 年度の公害苦情種類別処理状況は、次のとおりである。

公害の種類	区分	受理件数 A	解決した件数 B	解決率($\frac{B}{A} \times 100$)
大気汚染		16	12	75 %
水質汚濁		37	33	89
騒音		36	29	81
振動		1	1	100
悪臭		35	31	89
その他		45	44	98
計		170	150	88

3 公害の種類別発生源内訳

- 大気汚染 工場からのばいじん、のこくずによる苦情が主である。
- 水質汚濁 砕石業、畜産業からの汚水苦情が主である。
- 騒音 飲食店営業に伴う騒音、工場の作業騒音が主である。
- 振動 冷凍機の作動に伴う振動苦情である。
- 悪臭 苦情件数 35 件中畜産業に伴う苦情が 19 件(54 %)を占めている。
- その他 廃棄物の不法投棄及びし尿浄化槽の管理不良による苦情が主である。

昭和 52 年度公害苦情受理処理件数 (県、市町村別)

区 分 縣市町村	受 理 件 数			処 理 件 数		
	計	新規受理	繰越分	計	解 決	繰越分
県(保健所)	26	24	2	26	25	1
鳥 取 市	31	31	0	31	29	2
米 子 市	18	8	10	18	8	10
倉 吉 市	35	27	8	35	30	5
境 港 市	22	22	0	22	20	2
国 府 町	3	3	0	3	2	1
岩 美 町	5	4	1	5	4	1
船 岡 町	1	1	0	1	0	1
河 原 町	1	1	0	1	1	0
用 瀬 町	1	1	0	1	0	1
智 頭 町	9	9	0	9	7	2
気 高 町	1	1	0	1	1	0
青 谷 町	7	2	5	7	5	2
羽 合 町	3	3	0	3	3	0
三 朝 町	1	0	1	1	0	1
関 金 町	1	1	0	1	1	0
北 条 町	7	3	4	7	4	3
大 栄 町	1	1	0	1	1	0
赤 碕 町	7	5	2	7	4	3
西 伯 町	3	2	1	3	3	0
日 吉 津 村	11	4	7	11	6	5
淀 江 町	1	1	0	1	1	0
大 山 町	1	0	1	1	1	0
名 和 町	11	11	0	11	11	0
日 野 町	4	4	0	4	4	0
江 府 町	1	1	0	1	1	0
市 町 村 計	186	146	40	186	147	39
合 計	212	170	42	212	172	40

昭和 52 年度公害苦情種類別件数 (新規受理分)

区 分 区市町村	合計	計	大 気	水 質	騒音	振動	悪臭	計	産 業	一 般	その他
			汚 染	汚 濁					廃棄物	廃棄物	
県(保健所)	24	10	1	6			3	14		11	3
鳥 取 市	31	28	3	3	12		10	3	2	1	0
米 子 市	8	8	3		5			0			
倉 吉 市	27	18		4	7	1	6	9			9
境 港 市	22	17	3	7	3		4	5			5
国 府 町	3	2	1		1			1	1		
岩 美 町	4	3	1		1		1	1	1		
船 岡 町	1	1					1	0			
河 原 町	1	0						1			1
用 瀬 町	1	1		1				0			
智 頭 町	9	6		2	2		2	3	2	1	
気 高 町	1	1		1				0			
青 谷 町	2	2	1		1			0			
羽 合 町	3	3			2		1	0			
関 金 町	1	1	1					0			
北 条 町	3	3	1	1	1			0			
大 栄 町	1	1		1				0			
赤 碕 町	5	5		1	1		3	0			
西 伯 町	2	2		2				0			
日 吉 津 村	4	4	1	1			2	0			
淀 江 町	1	1					1	0			
名 和 町	11	7		7				4		4	
日 野 町	4	1					1	3		1	2
江 府 町	1	0						1			1
市町村計	146	115	15	31	36	1	32	31	6	7	18
合 計	170	125	16	37	36	1	35	45	6	18	21

第3節 企業の公害防止管理者等の設置

公害防止管理者等の設置

昭和46年6月制定された「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」により、一定の要件を備えた特定施設を有する工場は、その特定施設の区分（大気、水質、騒音、粉じん）ごとに公害防止管理者を選任することを義務づけられ、このほか公害防止統括者、公害防止主任管理者も選任しなければならないことになっている。

本県において、公害防止管理者等を選任しなければならない工場数は32工場である。

表80 公害防止管理者等設置状況

業種名	工場数	公害防止統括者	大気関係公害防止管理者				水質関係公害防止管理者				騒音関係公害防止管理者	粉じん関係公害防止管理者	公害防止主任管理者
			第一種	第二種	第三種	第四種	第一種	第二種	第三種	第四種			
⑱ 食料品製造業	2	2 (2)				2 (1)							
⑲ たばこ製造業	2	2 (2)				2 (2)							
㉒ 木材・木製品製造業	1	1 (1)				1 (1)							
㉔ パルプ・紙・紙工品製造業	3	3 (1)	1 (1)		1		(1)		1	2			1 (1)
㉗ 石油・石炭製品製造業	3	1 (1)				2 (2)							
⑳ 窯業・土石製品製造業	9	5 (5)	(1)			2 (1)						7 (7)	
㉑ 鉄鋼業	2	2 (1)			2	(1)							
㉓ 金属製品製造業	7	3 (3)					1 (2)	5 (3)		(1)	1 (1)		
㉔ 一般機械器具製造業	1	1				1 (1)							
㉕ 電気機械器具製造業	2	2 (2)				1 (1)		2 (2)					
計	32	22 (18)	2 (3)		3	11 (10)	1 (3)	7 (5)	1	2 (1)	1 (1)	7 (7)	1 (1)

(注) 1 業種番号、業種名は日本産業分類による。

2 ()は代理者の数である。

第4部 鳥取県を美しくする運動

1 鳥取県を美しくする運動

県民のすべてが健康で文化的な生活を営むためには、生活環境を清潔で快適なものにする必要がある。

幸いにして、本県は比較的公害及び自然環境の破壊が少ない県といわれているが、最近では経済活動の活発化及び生活様式の多様化に伴って、廃棄されるごみの質並びに量が共に変化し、特に海岸・公園・観光地等公共の場所では投棄されたごみが問題となっており、このまま放置できない現状である。

投棄の実態は主として一般家庭から排出される一般廃棄物のほか、事業活動に伴って発生する産業廃棄物の投棄も逐年増加の一途をたどっている。

ごみのない清潔な生活環境づくりは、我々県民に課せられた義務であり、県・市町村の積極的な施策とともに、県民一人一人の正しい理解と協力を得て強力に推進してゆく必要がある。

このため、昭和46年から市町村及び各種関係団体の協力のもとに、「鳥取県を美しくする運動」を実施し、県民の環境保全意識を高揚し、河川 湖沼 海岸等公共場所からごみを一掃する運動を展開してきた。

昭和52年度の事業実施結果は次のとおりである。

(1) 運動期間 昭和52年9月20日～ 10月19日

(2) 運動内容

① 広報活動

ポスター500枚作成し保健所、土木出張所、市町村及び参加団体に配布し、併せて市町村広報紙に運動の主旨を掲載するとともに、有線放送等を通じて運動への参加と意識の高揚を図った。

② 美化運動推進関係者等によるごみ一掃総点検パトロールを実施して啓もうにつとめた。

③ 市町村と保健所環境衛生指導員による不法投棄ごみの実態調査を実施した。更に警察の協力を得て不法投棄者の監視取締指導パトロールを実施した。

2 環境週間

昭和47年国連総会において毎年6月5日を「世界環境デー」とすることが決議され、これを受けて我が国においても、この日を初日とする「環境週間」が設定された。

この週間は、環境問題に対する認識を深め、公害防止や自然環境保全を強力に推進するための全国運動を展開するもので、本県においても、この趣旨に沿って市町村及び各種団体の協力のもとに多彩な行事を実施し、環境保全についての意義を広く県民に普及し、啓もうに努めるため、各種の行事を行ったが、その実施状況については、表81に示すとおりである。

表 81 昭和 52 年度環境週間行事実施状況一覧表

行事名	実施主体	協力	行事内容	行事成果	備考
環境週間ポスターの掲示	県 市町村	—	環境庁ポスター700枚を市町村、保健所、土木出張所、衛生研究所、警察署等に配布	成果については、不詳	
市町村広報	市町村	—	有線放送17市町村で延50回放送 広報車8市町村で延18回巡回 広報紙18市町村で延14回配布		
懸垂幕、横断幕の掲示	県 市町村	観光協会	期間中6市町村で掲示		
研修会	県	市町村	6月15(水) 倉吉保健所で県、市町村の公害担当職員を対象とした公害防止(水質保全関係)に関する研修を実施した。	45名参加	
記念集会	市町村		環境保全関係団体による環境問題に対する意見交換を実施した。	1市で実施し30名参加した。	
環境点検整備	県	事業所	県下の主要事業所に対し、公害防止施設測定器機等の点検・整備、ばい塵、排水等の自主検査及び環境整備について呼びかけた。 { 水質関係199事業所 }に呼びかけた { 大気関係 80 " }に呼びかけた	成果については、不詳	
立入検査指導	県	—	県下の39主要事業所に対し立入検査指導を行った。	採水検査の結果は、39事業所全て排水基準に適合していた。	
公害発生源調査	市町村	—	公害が発生している現状のは掘とごみの不法投棄場所の点	○事業所の点検 11市町村で延65事業所	

行 事 名	実施主体	協 力	行 事 内 容	行 事 成 果	備 考												
交通公害環 境調査	県 市	—	検及びごみの除去 交通びん繁地区における大気 騒音の調査を行った。	○不法投棄場の点検 17市町村で延64か所 を点検し、273トンのご みを除去した。 3市13地点で延4日間 65回測定、他に一酸化炭 素24時間連続自動測定 3地点													
不法投棄の 監視取り締 り	県警本部	—	不法投棄の集中取り締りを行 った。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>件 数</th> <th>人 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検 挙</td> <td>31件</td> <td>44人</td> </tr> <tr> <td>警 告</td> <td>19</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>50</td> <td>64</td> </tr> </tbody> </table>		件 数	人 員	検 挙	31件	44人	警 告	19	20	計	50	64	
	件 数	人 員															
検 挙	31件	44人															
警 告	19	20															
計	50	64															
整備不良車 の監視取締 り	県警察本 部 陸運事務 所	県自動車 整備 振興会	整備不良車のいっせい取り締 りを行った。	出動延人員 8名 検査車両数 83台 不良車両数 12台 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="4">処 分 状 況</th> <th>整備命令</th> <th>3台</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>整備通告</th> <th>2台</th> </tr> <tr> <th>警 告</th> <th>7台</th> </tr> <tr> <th>計</th> <th>12台</th> </tr> </tbody> </table>	処 分 状 況	整備命令	3台	整備通告	2台	警 告	7台	計	12台				
処 分 状 況	整備命令	3台															
	整備通告	2台															
	警 告	7台															
	計	12台															
海水浴場調 査	県	—	県下20海水浴場の水質検査 を行った。	検査項目 透視度、PH、 油分、COD、大腸菌群数 5項目について検査した。 結果については、全海水 浴場とも適であった。													
ごみ持ち帰 り 運動	県	—	観光地において、商店、民間 団体等で観光客に当運動を呼 びかけた。	成果については、不詳													

行 事 名	実施主体	協 力	行 事 内 容	行 事 成 果	備 考
海浜、河川、湖沼等公共場所の清掃	建設省 県 市町村	—	海浜、河川、湖沼等公共場所のいっせい清掃を行った。	20市町村で431団体他 4,005名参加して清掃した。	
むだな包装をやめる運動	県	商工会関係団体	百貨店、商店街に当運動の展開を呼びかけた。	成果については、不詳	
地域美化運動	市町村	—	ポツンファイア活動を中心とした地域の清掃及び美化運動等を行った。	13市町村で植樹運動等を行った。	
廃品の再生利用を進める運動	県教育委員会 市町村教育委員会	—	事業者、学校等に資源の有効利用を図るよう当運動を呼びかける。	9市町村の小学校38校で実施 4市町村の中学校5校で実施 4市町村の関係団体14団体で実施	